

王政復古の憲法(二)完・訳

山本浩三

ルイ十八世はサン・トゥアンの宣言を実行するために、憲法を準備するための委員会を設けた。この委員会は国王の委員のフェラン、ビュノとモンテスキューの三人、元老院の委員のバルベ・マルボワ、バルテルミー、ボワシー・ダングラ、フォンテーヌ、ガルニエ、パストオレ、セモンビイル、セルルユリエ、ビマールの九人、立法院の委員のブランカール・ド・バイユー、ボワ・サバリエ、シャボオ・ラトゥール、クローゼル・ド・クセルグ、デュシエヌ・ド・ビルボワザン、デュアメール、ファゲ・ド・ポール、フェリックスフォルコンとレーネエの九人で構成された。

委員会は五月二二日に仕事をはじめ、モンテスキューのつくった草案を審議した。委員会はまずはじめに、憲法の中に君主の世襲の原則を定めなことを決定したが、これはこの原則が憲法以前のものと考えられたからである。第五条と第八条は採

択までにながし議論があった。第九条はビュノによってつくられたのであるが、活潑な意見がたたかわされた。第一二条二項はフェリックスフォルコンの提案によって加えられたのである。のちに革命の一原因となった第四条は反対なしに採択された。第十九条が設けられたのは、議院にあらゆる発議権を与えることを拒否しようとする国王の委員と、議院のために発議権のある部分を要求するバルベ・マルボワ、セモンビイル、シヤボオ・ラトゥール、フェリックスフォルコンらの委員とのあいだの妥協としてである。衆議院の組織をすぐに定めることは困難だったので第三五条が設けられた。

草案ができたとき、人びとは、これをどのような名称で発布するかを問題にしたが、「憲法」(Constitution)の語は、国の代表者の議決を意味するものとして、満場一致で拒否された。「改革命令」(Ordonnance de réformation)の名称もまた拒否された。ビュノの提案によって、すべての人は、「憲章」(charte)がもっともふさわしいものと考えた。この語は、むかし、国王がその臣民にたいして任意におこなった譲歩を指したものである。

一八一四年六月四日、元老院の一部と立法院のほとんど全員が国王の会議に集った。国王の勅語と大法官ダンブレエの演説のちに、憲章が朗読され、元老院議員と代議士は国王と憲章にたいして宣誓した。

この憲章はナポレオンの復活によって一時廃止されたが、ナポレオン敗北ごの第二次王政復古とともにふたたび実施され、

一八二四年に衆議院議員が全員同時に改選されることおよびその任期が七年に延期されることとなったほかは、一八三〇年の革命まで効力をもった。

一八一四年六月四日の憲章

崇高な神は、朕を、長い不在ののちに朕の国によびもどし、朕に大きな義務を課した。講和は朕の臣民の第一の要求であった。朕は休むことなくそれに没頭した。そしてヨーロッパの残りの国にとってと同じように、フランスにとってもひじょうに必要なこの講和が調印される。憲章は王国の現状によって懇望されていた。朕はそれを約束した。そして朕はそれを発布する。朕はつぎのことを考慮した。すなわちフランスにおいて、いつさいの権力が国王の一身に存在するとはいえ、朕の祖先は、時代のことなるにしたがつて、その権力の行使を変更することをすこしもためらわなかった。このようにして、市町村はそれらの自治をルイ大王に負ったし、それらの権利の確認と拡大は聖ルイ王とフィリップ美貌王に負ったのである。司法組織はルイ十一世とアンリー二世とシャルル九世の諸法律によって設けられ、かつ発展させられた。おわりに、ルイ十四世は、なおいかなるものも、その聰明さにまさらなかつたさまざまな命令によって、公行政のほとんどすべての部面を規律した。

朕は、朕の祖先の国王を模範として、文明のつねに増大する進歩の結果、この進歩が社会に導入した新しい関係、半世紀いらい精神に与えられた方向とそれから生じた重大な変質を尊重

しなければならなかつた。朕は、憲章に対する朕の臣民の希いが真の要求の表明であることを認めた。しかし、この希いに譲歩しながら、朕はこの憲章が朕と朕が命令することを誇っている人民とにふさわしくなるためにあらゆる注意をした。国の第一級の団体の中から選ばれた聰明な人びとが、この重要な仕事をするために、朕の会議の委員たちと合同した。

朕は、自由かつ君主政の憲法が、啓蒙されたヨーロッパの期待をみたさねばならないということを承認すると同時に、朕の人民にたいする朕の第一の義務が、かれらじしんの利益のために、朕の王冠の権利と大権を保持することであることを、朕はまた、思い出さねばならなかつた。

経験によって教えられて、かれらが、最高の権威だけがそれが設ける諸制度に、力と永久性とそれがそれじたいにさずけた威厳を与えることができること、こうして諸国王の聰明さが人民の希いと自由意志で調和するときには、憲章は長い持続性をもつことができること、ただし暴力が政府の弱さから讓歩をむしりとりるときには、その自由は、王位そのものとおなじように危険であるということを確信することを朕は希望した。おわりに、朕は、フランス人の性質と過去数世紀の貴ぶべき偉業の中に憲章の諸原則を探し求めた。このようにして、朕は貴族院の改新の中に、真に国民的な制度をみた。そしてその制度は、古い時代と新しい時代を再び結びつけながら、すべての記憶とすべての希望とを結びつけねばならない。

朕は、三月と五月の野の古い議會と、非常にしばしば人民

の利益のための熱心の証拠と、国王の権威のための忠実と尊敬の証拠とを同時に与えた第三身分の議院の代りに、衆議院を置いた。このようにして、不幸な過ちが中断した時の鎖を結び直すことに努めながら、朕は、歴史からそれらを抹消することができるところを望んでいるように、朕の不在のあいだ祖国を苦しめたすべての悪を、朕の記憶から抹消した。大家族の中に戻ってきたことの幸福で、朕は、朕がその多くのあかしをうける愛情にたいして、平和と慰めの言葉を発することではかたえることができなかつた。朕の心にとつてもっとも大切な希いは、すべてのフランス人が仲よく生きることであり、かつ決していかなるにがい記憶も、朕が今日かれらに与える荘嚴な文書につづかねばならない平穩を乱さないことである。朕の意図を確信し、朕の良心に強められて、朕は、朕に聴従する議会の前にこの憲章にたいして忠実であることを約束する。ただし、国王と国民を同じ均衡の中で比較する神の祭壇の前で、新しい儀式とともに、その支持を宣誓することを留保する。

これらの理由のために朕は、自発的に、かつ朕の王権の自由な行使によつて、朕の臣民にたいして、朕のためであると同じく朕の子孫のためにも、永久につきの内容の憲章を与えたいし、かつ与え、讓歩しかつ欽定する。

フランス人の公権

第一条 フランス人は、かれらの称号とかれらの地位がどのようなものであつても、法の前に平等である。

第二条 フランス人は、かれらの財産に比例して、差別なしに国の負担に貢献する。

第三条 フランス人は、すべて平等に文武の官職に採用される。

第四条 いかなる人も、法律によつてあらかじめ定められた場合および法律が規定する形式による以外は訴追も逮捕もされえないので、フランス人の個人的自由は平等に保証される。

第五条 各人は、平等な自由をもつて、かれの信仰を告白し、かつかれの礼拝のために、同じ保護をうける。

第六条 ただしローマの使徒的カトリック教は国教である。

第七条 ローマの使徒的カトリック教の聖職者と他のキリスト教教派の聖職者だけが国王の金庫から手当をうける。

第八条 フランス人は、かれらの意見を公表しかつ印刷させる権利をもつ。ただし、この自由の濫用を抑圧せねばならない法律に従う。

第九条 すべての財産は、人が国有とよぶものも例外とせず、不可侵であり、法律は財産のあいだにいかなる差別も設けない。

第一〇条 国は、合法的に確認された公益のために、財産の犠牲を要求することができる。ただし事前の補償をとらなう。

第一条 王政復古までに表明された意見と投票のすべての取調べは、禁止される。同じ忘却が裁判所と市民にたいして命令される。

第二条 徴兵は廃止される。陸海軍の募集の方法は、法律に

よって定められる。

国王の政府の形態

第三三条 国王の一身は、不可侵であり、かつ神聖である。国王の大臣が責任を負う。執行権は国王にだけ属する。

第一四條 国王は、国の最高の元首である。

国王は陸海軍を指揮し、戦争を宣言し、講和条約・同盟条約・通商条約を締結し、すべての行政官職を任命し、かつ法律の執行と国の安全のために必要な規則と命令を制定する。

第一五條 立法権は、国王と貴族院と俱の代議士の議院（以下衆議院と訳する）とよって共同的に行使される。

第一六條 国王は法律を提案する。

第一七條 法律の提案は、国王の意志によつて、貴族院または衆議院になされる。ただし、租税法は最初に衆議院に提出されねばならない。

第一八條 すべての法律は、両院のおのの過半数によつて自由に討議されかつ議決されねばならない。

第一九條 議院は、国王に、いかなる対象についても法律を提案することを懇願する権限と議院によつて法律が内容とすることが適當と思われれるものを指示する権限をもつ。

第二〇條 この要求は、両院のおののよつてなされう。ただし秘密会で討議されたのちになされる。この要求は十日後にしか、それを提案した議院によつて他の議院に送付されない。

第二一條 その提案が他の議院によつて採択されるならば、提案は国王の目前に置かれる。提案が拒否されるならば、提案は同じ会期内に再び提出されえない。

第二二條 国王だけが法律を裁可し、かつ公布する。

第二三條 国王の即位後最初の立法議會によつて、全統治期間の皇室費が決定される。

貴族院

第二四條 貴族院は立法権の本質的な部分である。

第二五條 貴族院は、国王によつて、衆議院と同時に召集される。一議院の会期は、他の議院の会期と同時に始り、かつ終る。

第二六條 衆議院の会期の期間外に開かれ、または国王によつて命じられない、貴族院のすべての會議は不法であり、当然に無効である。

第二七條 フランスの貴族の数は無限である。国王はその意志によつて貴族の位を変えることができ、貴族を終身に任命しまたは貴族を世襲にすることができる。

第二八條 貴族は二五才で登院をゆるされ、三十才ではじめて議決権をもつ。

第二九條 貴族院議長は、フランス大法官であり、そしてかれが欠席の場合は、国王によつて任命された一貴族が議長となる。

第三〇條 国王の家族と皇族はその生れつきの権利によつて貴

族である。かれらは議長のすぐうしろに議席をもつ。ただし、かれらは二五才ではじめて議決権をもつ。

第三十一条 皇族は、教書によって各会期のために表明された国王の命令によってしか議院に席を占めることができない。そうでなくして、かれらの出席でなされたすべてのものは無効となる。

第三十二条 貴族院のすべての討議は秘密である。

第三十三条 貴族院は、法律によって定められる大逆罪と国の安全に対する侵犯を審理する。

第三十四条 いかなる貴族もその議院の許可がなければ逮捕されえず、また刑事事件についてはその議院によってしか裁判されえない。

衆議院

第三十五条 衆議院は、選挙民会によって選出された代議士で構成される。選挙民会の組織は法律によって定められる。

第三十六条 各県は現在までと同数の代議士をもつ。

第三十七条 代議士の任期は五年であり、議員の五分の一は毎年改選される。

第三十八条 いかなる代議士も、四〇才になりかつ一、〇〇〇フランの直接税を支払わなければ、議院に入ることができない。

第三十九条 けれども県の中に、最少限一、〇〇〇フランの直接税を払い、指示された年令の人が五〇人いないならば、その定数は一、〇〇〇フラン以下のもっとも多額の納税者によつ

て補充される。そして後者は前者とともに選挙されうる。

第四〇条 代議士の任命に協力する選挙人は、三〇〇フランの直接税を支払わず、かつ三〇才以下であれば、投票権をもつことができない。

第四十一条 選挙民会の議長は国王によって任命されかつ当然に選挙民会の構成員となる。

第四十二条 代議士の少くとも半数は、県の中にその政治的住居をもつ被選挙権者の中から選ばれる。

第四十三条 衆議院議長は、議院が捧呈した五人の名簿に基づき、国王によって任命される。

第四十四条 議院の会議は公開される。ただし、会議が秘密会となるためには五人の議員の要求があれば十分である。

第四十五条 議院は、国王の側から議院に提出された議案を討議するために、部に分けられる。

第四十六条 国王によって提案または同意されず、そして諸部内に送付かつ討議されなかったならば、法律にたいするいかなる修正もすることができない。

第四十七条 衆議院はすべての租税案を受理する。この提案は承認されたのちにしか、貴族院に送付することができない。

第四十八条 両院によって同意されずかつ国王によって裁可されなかったならば、いかなる租税も設定し、徴収することができない。

第四十九条 地租は一年間しか同意されない。間接税は数年にわたつて同意されうる。

第五〇条 国王は毎年兩院を召集する。国王は兩院を停会しかつ衆議院を解散することができる。ただし、この場合は、三ヶ月以内に新議院を召集しなければならぬ。

第五一条 会期中および会期の前後六週間以内は、議員にたいするいかなる身体の拘束も行ふことができない。

第五二条 いかなる議員も現行犯の場合をのぞいては、会期中は議院がその訴追を認めたとのちにしか、刑事事件につき訴追も逮捕もされえない。

第五三条 いずれかの議院にたいするすべての請願は、文書によつてしか作りかつ提出することができない。個人と議場にそれを持つてくることを法律が禁止する。

大臣

第五四条 大臣は貴族院議員または衆議院議員となることができる。大臣は、そのほかいずれかの議院に入場することができる。かつ大臣がそれを要求するときは、聴かれねばならぬ。

第五五条 衆議院は大臣を弾劾し、貴族院の前に大臣を召喚することができる。貴族院だけがかれらを裁判する権利をもつ。

第五六条 大臣は謀反の事実または汚職の事実のためにしか弾劾されえない。特別法がこの犯罪の性質を特定しかつその訴追を決定する。

司法組織

第五七条 すべての裁判は、国王に由来する。裁判は、国王が任命しかつ国王が設ける裁判官によつて、国王の名においておこなわれる。

第五八条 国王によつて任命された裁判官は罷免されない。

第五九条 現存の普通法院と普通裁判所は維持される。これにかんしては法律によるの外は、なにも変えられない。

第六〇条 現在の商事裁判所裁判官の制度は保存される。

第六一条 治安裁判所裁判官はおなじように保存される。治安裁判所裁判官は、国王によつて任命されても、罷免されないことはない。

第六二条 いかなる人も、その自然の裁判官から分離されえない。

第六三条 臨時委員会と臨時裁判所は、したがつて、創設することができない。臨時刑事裁判権は、その再建が必要であると判断されても、この名称の下には認められない。

第六四条 刑事事件について、弁論は、その公開が秩序と風俗にたいして危険であるとき以外は公開される。そしてこの場合は裁判所が裁判によつてこれを宣言する。

第六五条 陪審員制度は保存される。今後の経験によつて必要であると判断される改正は、法律によるの外は実現することができない。

第六六条 財産没収刑は廃止されかつ再設されえない。

第六七条 国王は恩赦権と刑罰減刑権をもつ。

第六八条 民法典とこの憲法に違反しない現存の諸法律は、合

法的に廃止されるまで効力をもちつづける。

国家によって保障された特別の権利

第六九条 現役の軍人、退役の将校と兵士、寡婦、恩給を与えられている将校と兵士は、その階級、名誉および恩給を保持する。

第七〇条 公債は保証される。国家と債権者とによって締結されたすべての種類の契約は、破ることができない。

第七一条 旧貴族はその称号を回復する。新貴族はその称号を保持する。国王は随意に貴族をつくる。ただし国王は、かれらに地位と名誉だけを与え、負担と社会の義務のいかなる免除もしない。

第七二条 レジョン・ド・ヌール勲章は維持される。国王は内規と授勲を決定する。

第七三条 植民地は法律と特別規則によって支配される。

第七四条 国王とかれの継承者は、かれらの戴冠式の儀式において、この憲章を忠実に遵守することを誓う。

暫定条項

第七五条 さきの停会のさい、立法院に議席をもっているフランスの県の代議士は、交代までひきつづいて衆議院に議席をもつ。

第七六条 衆議院の最初の五分の一の改選は、組のあいだに設けられた順序にしたがって、おそくとも一八一六年に行われ

れる。

『訂正』

王政復古の憲法(一)の一八一四年五月二日の国王の宣言の「出版の自由」の前につきの文章がはいる。

「公の自由と個人の自由が保障される。」